

学校法人 湿川相野学園 寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人 湿川相野学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を兵庫県三田市四ツ辻1430番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従って、学校教育を行い、幸田たまが設立した湿川相野学園の建学の精神に基づき、平和を尊び、高い徳性と健全な身体を備え、新時代に即応できる知性や技術を身につけた、有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 湿川短期大学 ・人間生活学科・専攻科健康教育専攻
・幼児教育保育学科・専攻科幼児教育専攻
- (2) 三田松聖高等学校 全日制課程 ・普通科・家政科・商業科
- (3) 湿川短期大学附属西舞子幼稚園
- (4) 湿川短期大学附属神陵台幼稚園
- (5) 湿川短期大学附属北摂第一幼稚園
- (6) 湿川短期大学附属北摂中央幼稚園
- (7) 湿川短期大学附属北摂学園幼稚園

(付随事業)

第5条 この法人は、この法人が行う教育研究事業に付随する事業として、次に掲げる保育所を設置する。

- (1) 湿川短期大学附属キッズポート保育園
- (2) 湿川短期大学附属ぱるとこども園

第3章 役員及び理事会

(学園長)

第6条 この法人に学園長を置く。

- 2 学園長は、この法人の設置する学校の教学を統轄する。
- 3 学園長は、学園創設者の建学の精神を体得し、これを継承でき得る者から、理事会において選任する。

(役員)

第7条 この法人に、次の定数の役員を置く。

- (1) 理事 9人以上11人以内
- (2) 監事 2人

- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 3 理事のうち1人を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも同様とする。
- 4 役員等に、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しない。

(理事の選任)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学園長
 - (2) 溝川短期大学の学長及び三田松聖高等学校の校長
 - (3) 法人の事務局長
 - (4) 溝川短期大学附属幼稚園・保育園の園長のうちから理事会において選任した者1人
 - (5) 評議員のうちから理事会において選任した者 2人又は3人
 - (6) 学職経験者のうち、理事会において選任した者 2人又は3人
- 2 前項第1号から第5号の理事は、それぞれの職を退いたとき、又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第9条 監事は、この法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

第10条 役員（第8条第1号から第4号の規定により理事となる者を除く）の任期は4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務（理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員の親族等の制限)

第10条の2 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれることになってはならない。

(役員の補充)

第11条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第12条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上の出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

- 2 役員は、次の事由によって退任する

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第14条 常務理事は、理事長を補佐し、法人の業務を分掌し、この法人を代表する。

(理事代表権の制限)

第15条 理事長及び常務理事以外の理事は、すべてこの法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長の職務の代理等)

第16条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第17条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う

- (1) この法人の業務を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
 - 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第18条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、理事長はその請求のあった日から7日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が、第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

ただし、第 13 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

- 第 19 条 法令及びこの寄附行為の規程により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、常任理事に委任することができる。
- 2 常任理事は、本学園に常勤している理事とし、常任理事会を置く。

(議事録)

- 第 20 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び議長が出席した理事の中からあらかじめ指名した 2 名以上の理事が署名押印し、常にこれを法人事務局に備えて置かなければならない。
 - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第 21 条 この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、19 人以上 25 人以内の評議員をもって組織する。
 - 3 評議員会は、理事長が招集する。
 - 4 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。
 - 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
 - 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
 - 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
 - 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第 12 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
 - 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
 - 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 11 議長は、評議員として議決に加わることがない。
 - 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 22 条 第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条 2 項中「出席した理事の中からあらかじめ指名した 2 名以上の理事」とあるのは、「出席した評議員の中からあらかじめ指名した 2 名以上の評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第23条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金(当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分、並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功的不能による解散
- (9) 寄付金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第24条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第25条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 11人以上16人以内
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上の者のうちから、理事会において選任した者 1人
 - (3) この法人の設置する学校に在籍する学生・生徒の保護者のうちから、理事会において選任した者 2人
 - (4) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 5人又は6人
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第26条 評議員の任期は4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまで、なおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第27条 評議員が次の各号に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由により退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第28条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。
- 4 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(財産処分の制限)

第30条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第31条 基本財産及び運用財産のうち積立金は確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第33条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第34条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上5年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負債又は権利の放棄)

第35条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第36条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後に2月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第37条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業

- 報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。
- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を法人事務局に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

- 第 38 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
 - (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
 - (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
 - (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

- 第 39 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

- 第 40 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

- 第 41 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 6 章 解散及び合併

(解 散)

- 第 42 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
 - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決
 - (3) 合併
 - (4) 破産
 - (5) 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあっては、文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

- 第 43 条 この法人が解散した場合（合併及び破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合 併)

- 第 44 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第45条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

- 第46条 この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に法人事務局に備えて置かなければならない。
- (1) 役員及び評議員の履歴書
 - (2) 収入及び収支に関する帳簿及び証ひょう書類
 - (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

- 第47条 この法人の公告は、法人掲示場に掲示する。

(責任の免除)

- 第48条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

- 第49条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員ではないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき、金50万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(施 行 細 則)

- 第50条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この法人設立組織変更當初の役員は次の通りとする。
- | | | |
|-----|-----------------------|-------|
| 理事長 | 兵庫県神戸市中山手通3丁目5番地 | 八代斌助 |
| 理事 | 兵庫県美嚢郡北谷村上荒川21 | 稻田稔郎 |
| | 兵庫県有馬郡藍村下相野150の1 | 幸田たま |
| | 兵庫県有馬郡藍村下相野863 | 田中春吉 |
| | 兵庫県神戸市兵庫区山田町下谷上今草辻2の5 | 松尾彦藏 |
| | 兵庫県氷上郡美和村酒梨578 | 上山りゑ |
| | 兵庫県有馬郡小野村永沢寺70 | 関口すが子 |
| 監事 | 兵庫県美嚢郡奥吉川村稻田59 | 岩崎あやの |
| | 兵庫県加東郡下東條村下番706 | 藤原すゑ子 |
| | 兵庫県有馬郡藍村下相野779 | 土出嶺道 |
- 2 この寄附行為の変更は、昭和29年2月1日から適用する。但し湊川家政学園の廃止に伴う変更については、昭和29年6月23日より適用する。
- 3 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和62年3月18日）から施行する。
- 4 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成5年3月15日）から施行する。
- 5 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成13年3月30日）から施行する。
(湊川女子短期大学の家政学科・児童教育学科の名称変更に関する経過措置)
湊川女子短期大学の家政学科・児童教育学科は、改正後の寄附行為第5条1号の規程にかかわらず平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 6 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年12月1日）から施行する。
- 7 平成14年8月20日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。
- 8 平成15年6月2日理事会決議のこの寄附行為は、平成16年4月1日より施行する。
- 9 平成17年3月31日文部科学大臣の認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日より施行する。
- 10 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成19年10月5日）から施行する。
- 11 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成20年10月5日）から施行する。
- 12 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成21年5月26日）から施行する。
- 13 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成29年3月21日）から施行する。
- 14 令和2年3月2日文部科学大臣の認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日より施行する。

寄附行為変更の経緯

- 1 昭和27年3月5日認可、同日施行（校管第9号）準学校法人から学校法人へ組織変更。
- 2 昭和34年1月27日認可、同日施行（地管第74号）湊川家政高等学校の設置。
- 3 昭和34年1月28日認可、同日施行（地管第5号）湊川女子短期大学、湊川女子高等学校の名称変更。
- 4 昭和34年11月30日認可、同日施行（地管第101号）事務所所在地変更。
- 5 昭和40年1月25日認可、同日施行（地管第101号）湊川女子短期大学保育科の設置。
- 6 昭和41年7月6日認可、同日施行（地管第1の24号）湊川女子短期大学附属西舞子幼稚園及び相野幼稚園の設置。
- 7 昭和45年3月28日認可、同日施行（地管第1の22号）湊川女子短期大学附属北舞子幼稚園の設置。
- 8 昭和45年7月1日認可、同日施行（地管第1の30号）湊川女子短期大学附属神陵台幼稚園の名称変更。
- 9 昭和46年3月10日認可、同日施行（校管第143号）湊川女子短期大学児童教育学科の増設。
- 10 昭和51年3月22日認可、同日施行（校管第1の10号）湊川女子短期大学幼児教育科の廃止。

- 11 昭和54年3月17日認可、同日施行（校管第1の110号）事務局長の理事規程変更。
- 12 昭和57年3月5日認可、同日施行（地管第2の13号）湊川女子短期大学附属北摂第一幼稚園の設置。
- 13 昭和62年3月18日認可、同日施行（地高第1の15号）湊川女子短期大学附属北摂中央幼稚園の設置及び（兵庫県指令教第6-6号）湊川女子短期大学附属相野幼稚園の廃止。
- 14 平成5年3月15日認可、同日施行（地高第1の6号）湊川女子短期大学附属北摂学園幼稚園の設置。
- 15 平成13年3月30日認可、同日施行（12校文科高第17の32）湊川女子短期大学人間生活学科・幼児教育学科に学科名称変更。
- 16 平成13年12月1日認可、同日施行（13校文科高第2249号）湊川女子短期大学附属キッズポート保育園の設置。
- 17 平成14年8月20日認可（14校文科高第110号）平成15年4月1日施行、湊川短期大学に校名変更。
- 18 平成16年1月9日認可（15校文科高第311号）平成16年4月1日施行、三田松聖高等学校に校名変更。
- 19 平成16年1月21日届（15文科高第698号）平成16年4月1日施行、湊川短期大学幼児教育保育学科に変更。
- 20 平成16年2月19日（15文科初第1088号）認定、平成16年4月1日施行、湊川短期大学専攻科幼児教育専攻設置。平成17年3月31日寄附行為変更認可。
- 21 平成17年3月31日（16校文科高第583号）認可、平成17年4月1日施行、湊川相野学園寄附行為改訂。
- 22 平成19年10月5日（18文科初第1174号）認定、平成19年4月1日施行、湊川短期大学専攻科健康教育専攻設置。平成19年10月5日寄附行為変更認可。
- 23 平成20年10月5日（19校文科高第98号）認可、平成20年10月5日施行、湊川相野学園寄附行為改訂。
- 24 平成21年5月26日（21校文科高第6016号）認可、平成21年5月26日施行、湊川相野学園寄附行為改訂。
- 25 平成29年3月21日（28校文科高第1785号）認可、平成29年3月21日施行、湊川相野学園寄附行為改訂。
- 26 令和2年3月2日（元文科高第1009号）認可、令和2年4月1日施行、湊川相野学園寄附行為改訂。